

○清潔で美しい大田区をつくる条例施行規則

平成9年5月30日

規則第90号

改正 平成12年3月31日第102号

平成13年3月30日第47号

平成14年3月28日第67号

平成16年5月25日第75号

平成16年9月10日第86号

平成17年3月28日第26号

平成21年3月31日第91号

平成27年3月31日第82号

平成28年3月31日第129号

令和元年10月1日第37号

令和7年3月27日第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、清潔で美しい大田区をつくる条例(平成9年条例第32号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(環境美化審議会)

第2条 条例第8条に規定する環境美化審議会(以下「審議会」という。)の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会長は、会議を開催するときは、招集期日前3日までに委員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わることができない。

5 前条及び前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(関係人等の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係人その他参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の記録)

第5条 会長は、審議会に関する会議録を作成するものとする。

2 会議録には、次の事項を記録するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び会議の趣旨

(4) 議決した事項及び少数意見

(5) その他会長が必要と認めた事項

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。

(立入調査員証)

第7条 条例第11条第2項の規定に基づく立入調査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査員証（別記様式）とする。

（委任）

第8条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則（令和元年10月1日規則第37号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月27日規則第59号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

（表）

第	号
立 入 調 査 員 証	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、清潔で美しい大田区をつくる条例第11条の規定に基づく立入調査の 権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日発行	
大田区長（氏 名） 印	

（裏）

清潔で美しい大田区をつくる条例（抜すい）

第11条 区長は、前2条に規定する助言等若しくは改善命令その他必要な措置又は
代執行を行うため必要があると認めるときは、職員をして違反者の土地に立ち入
らせ、必要な調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関
係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記様式（第7条関係）